

事業所税納付書 利用の手引

1 エクセル形式による納付書の作成方法

- (1) 『入力シート』を選択して、必要事項（白色のセル）を入力又は選択してください。
なお、「住所又は所在地」、「氏名又は法人名称」、「算定期間（自）」、「算定期間（至）」及び「納付額」欄は必須入力項目です。
 - 管理番号
川崎市で付与した 11 桁の管理番号（申告書が送付されている方は、申告書の右上に記載されています。）
 - 申告区分
 - ・法第 701 条の 46 又は法第 701 条の 47 の申告による場合は入力なし（空白を選択）
 - ・法第 701 条の 49 第 1 項の申告による場合は「修正」を選択
 - ・法第 701 条の 49 第 2 項の申告による場合は「更正」又は「決定」を選択
 - (2) 『印刷シート』を選択して、A 4 の用紙に原稿サイズのまま印刷してください。なお、印刷用紙は白又は色のないものを使用してください（印刷は白黒、カラーのどちらでも構いません。）。
 - (3) 領収証書、納付書及び領収済通知書の 3 枚が 1 枚の用紙に印刷されますので、印刷された内容に誤りがないか確認してください。なお、領収日付印欄に「この納付書は使用できません。」の表示があるものは、必須入力項目に入力漏れがあるか、入力内容に誤りがあるため使用できません。
 - (4) 点線に沿って切り取り、3 枚を 1 組としてご使用ください。
- ※ 白紙を利用される場合は PDF 版を印刷して使用してください。

2 使用できる場所（納める場所）

- (1) 銀行等の本店又は全国の各支店
銀 行……………横浜・りそな・みずほ・三菱UFJ・三井住友・神奈川・静岡中央・
東日本・きらぼし・静岡・群馬
信用金庫……………川崎・城南・世田谷・芝・さわやか・横浜
信用組合……………神奈川県医師・横浜幸銀・ハナ
そ の 他……………商工組合中央金庫・セレサ川崎農業協同組合・中央労働金庫
 - (2) ゆうちょ銀行・郵便局
神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県・群馬県、山梨県及び東京都に所在するゆうちょ
銀行・郵便局
- ※ 上記の金融機関等は変更になる場合があります。

3 納期限後に納める場合の注意点

納期限後に納めるときは、その納める税額（1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じ、次の割合により計算した延滞金（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）を加算して納めていただきます。

- 納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間……………年率 7.3%
- 納期限の翌日から 1 月を経過した日以後の期間……………年率 14.6%

※ 令和 3 年 1 月 1 日以後の期間における延滞金の割合は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合に年 1 % を加算した割合）が年 7.3% に満たない場合には、年 7.3% の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 1 % を加算した割合（年 7.3% を超える場合には、年 7.3%）に、年 14.6% の割合にあつては延滞金特例基準割合に年 7.3% を加算した割合となります。

平成 12 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの期間における延滞金の割合については、かわさき市税事務所法人課税課へお問い合わせください。また、上記の取扱いは税制改正等により変更になる場合があります。